

被害者の手引

交通事故の被害者と
その家族のために



大分県警察



はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- 自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談下さい

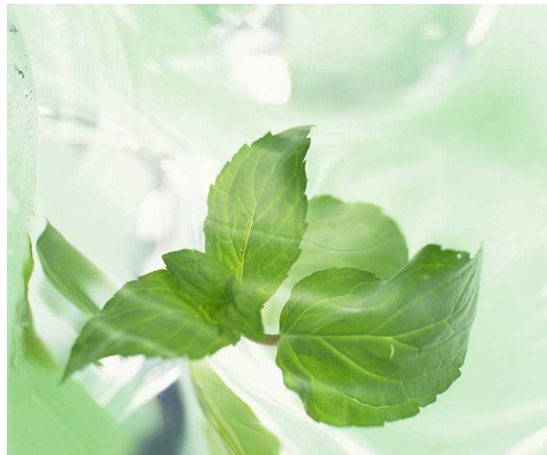
担当者は

警察署 交通課 係

氏 名

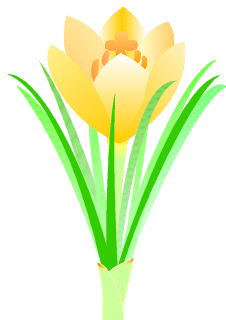
電 話

です。



～ 目 次 ～

- 1 警察等からの支援などはあるのですか・・・ 1
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 加害者はどのように処罰されるのですか・・・ 4
～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～
- 3 自動車保険などについて教えてください・・・ 11
～ 補償と保険の制度 ～
- 4 援助や救済制度はあるのですか・・・ 15
～ 援助や救済の内容 ～
- 5 警察以外の相談窓口はあるのですか・・・ 18
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～



警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方(以下パンフレットでは「被害者等」と記載します。)を支援するために、警察職員の付き添い、情報提供、相談窓口の設置などを行っています。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が被害者等に付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明や各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

交通事故の被害者等は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っていると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等のケースによっては、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対して、次のような情報を提供する制度を運用しています。

事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況



事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の送致状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者等のなかには、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、その旨、担当捜査員にお話してください。

警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

○・・・警察安全相談(県警本部)

097-534-9110

若しくは #9110



② 交通事故に関する警察の相談窓口

○・・・大分県警察本部交通指導課

097-536-2131 (内線5123)

○・・・交通事故を取り扱った警察署交通課

大分中央警察署	097-533-2131	中津警察署	0979-22-2131
大分東警察署	097-527-2131	玖珠警察署	0973-72-2131
大分南警察署	097-542-2131	日田警察署	0973-23-2131
別府警察署	0977-21-2131	竹田警察署	0974-63-2131
杵築日出警察署	0977-72-2131	豊後大野警察署	0974-22-2131
国東警察署	0978-72-2131	佐伯警察署	0972-22-2131
豊後高田警察署	0978-22-2131	臼杵津見警察署	0972-62-2131
宇佐警察署	0978-32-2131		

○・・・各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

をご参照ください。



③ カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間カウンセラーとの連携などにより、被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

〇・・・大分県警察本部広報課犯罪被害者支援室
097-536-2131



警察以外の機関による支援や連絡制度

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付き添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申し出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知(少年審判後の通知)を行っています。

これらの通知の申し出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は、お近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所です。

加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。



捜 査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。



実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合(この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。)は、次のような方法により証拠とともに被疑者を検察官に送ります。

これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続きをとります。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間、被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取り調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続きをとります。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- **裁判にかける場合を起訴**
- **裁判にかけない場合を不起訴**

と言います。

また、起訴には

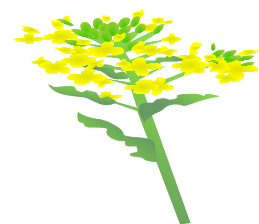
- **公開の裁判を請求する公判請求**
- **書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する略式請求**

とがあります。(被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。)

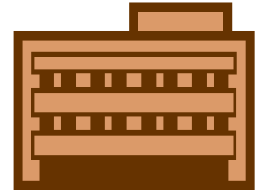
※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますのでご理解ください。

※ 不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



公 判 等



公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言していただくことがあります。

また、裁判では被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他に次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申し出があれば、公判を優先的に傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

○ 被害者参加制度

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（危険運転致死傷罪等）の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得たうえで、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者参加旅費等の支給

刑事被告事件の手続きへの参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し、国が被害者参加旅費、日当及び宿泊料（宿泊が必要と認められたときに限る）を支給します。

○ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力(現金、預金等の合計額)から療養費等の額(犯罪行為を原因として請求の日から6ヶ月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額)を控除した額が、基準額(200万円)に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士(被害者参加弁護士)の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

※被害者参加旅費等の支給及び被害者国選弁護制度の事務は、日本司法支援センター(法テラス)が行います。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申し立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申し立てについての裁判に対して異議の申し立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録(少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。)の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等(加害者の年齢が事件当時

12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。)の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

- 家庭裁判所から審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から少年審判の結果等の通知を受けることができます。

更生保護において利用できる主な制度

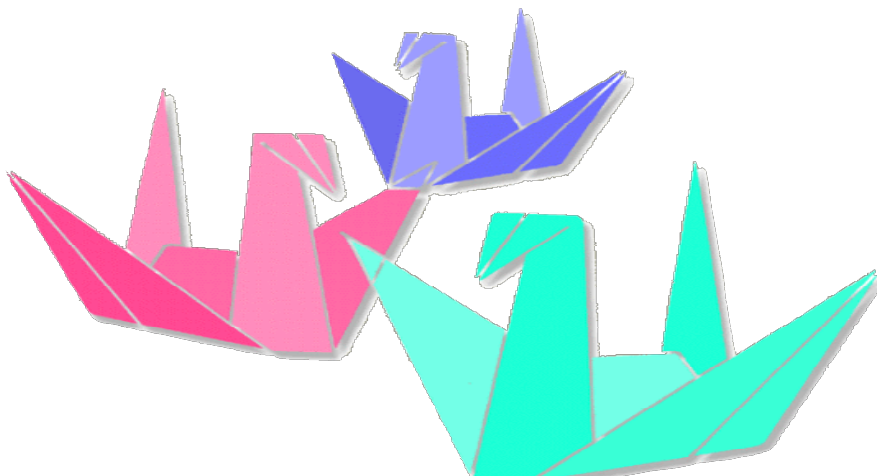
加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

- 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申し出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

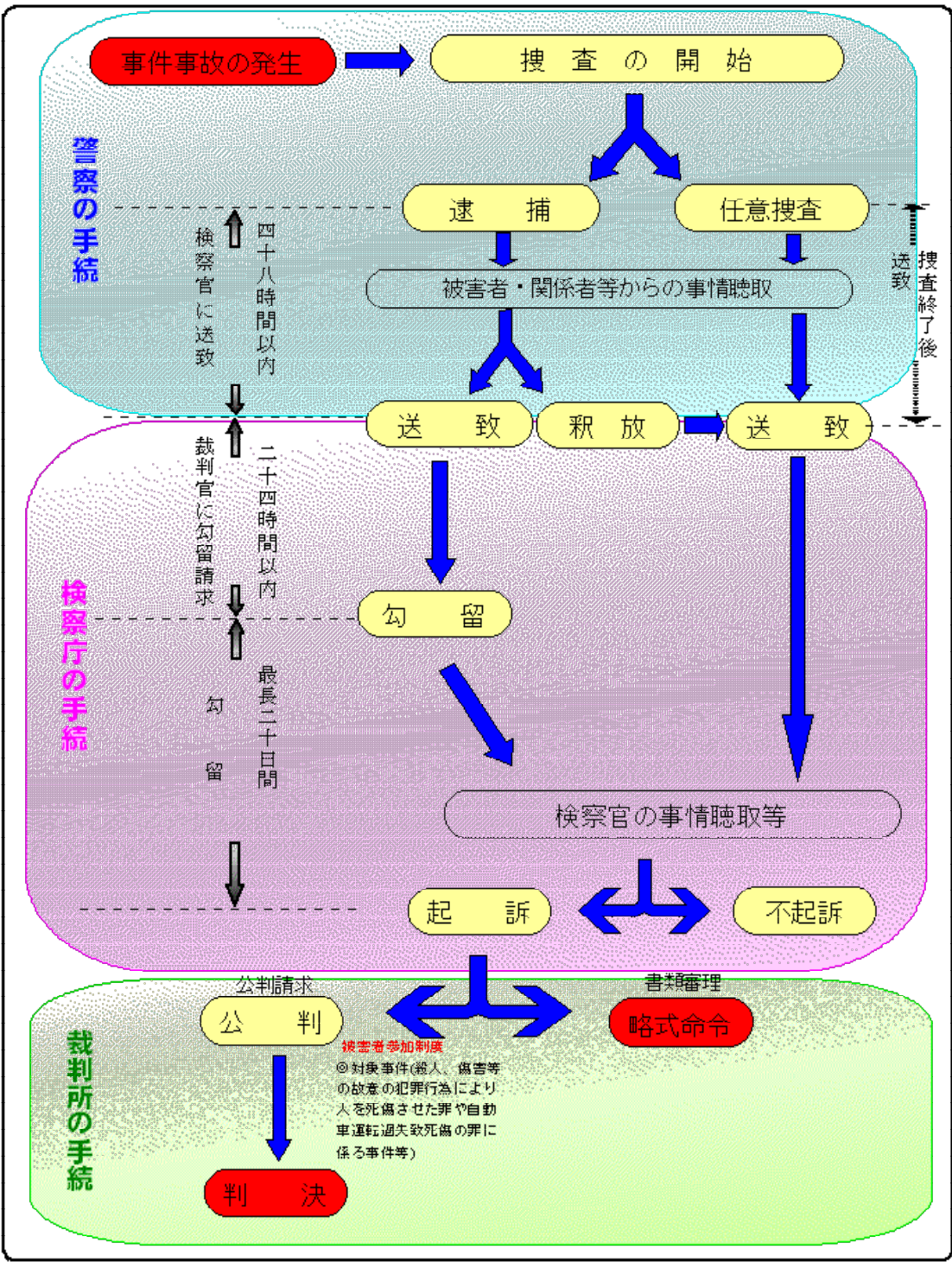
○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の申し出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けた方のおかれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※ 詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。



刑事手続きの流れ図



※ 犯人が少年（20歳未満）のときは、少年審判手続きなどによる場合があります、これらの手続きとは違いがあります。

自動車保険などについて教えてください



交通事故の被害者等への補償制度は、次のようになっています。

自賠責保険（共済）と任意保険（共済）

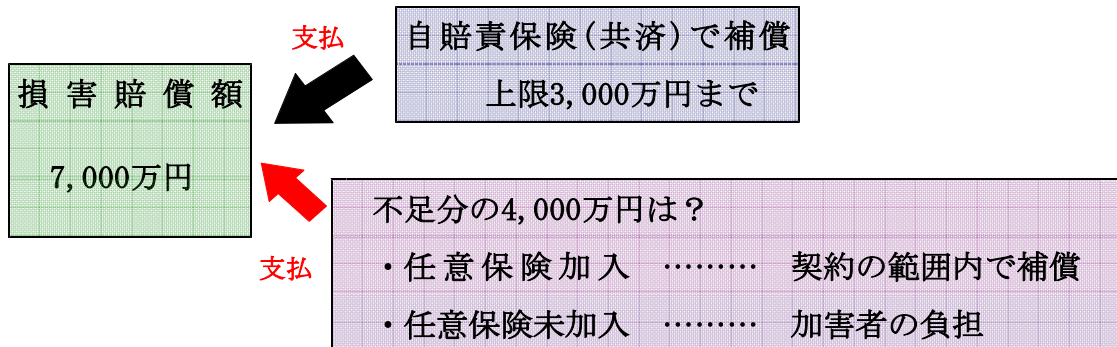
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険	対 比	任 意 保 険
加入しなければならない(義務)	加 入	任 意
人身損害のみ	対 象	人身損害と物損
死 亡 3,000万円 傷 害 120万円 後遺障害 75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限の3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者加入の人身傷害保険等により、その全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自賠責保険(共済)

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、各損害保険会社(組合を含む。)に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

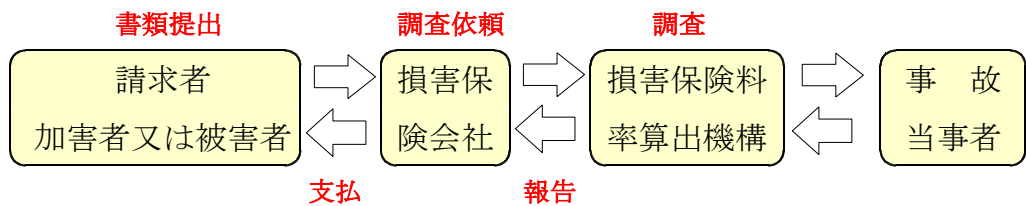
被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ



2 仮渡金制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続きについては、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から2年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から2年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から2年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求				
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険(共済)

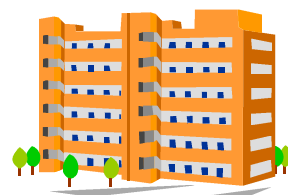
※ 保険金請求の具体的な手続きについては、損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。



被害者等



事故後速やかに連絡



保険会社

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ね下さい。



自賠責保険（共済）と政府の保障事業の違い

自賠責保険（共済）		政府の保障事業
加害者及び被害者	請求者	被害者のみ
死亡、傷害、後遺障害に 応じて人身事故の損害を 対象に支払われます。	支払い 限度額	自賠責保険と同額となり ますが、社会保険による 給付があれば、その金額 を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあつ た場合に減額されます。	減額等	民法上の過失相殺が適用 されます。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせ下さい。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のもので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

援助や救済制度はあるのですか

交通事故の被害者等に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

1 経済的支援や各種支援・福祉制度



(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
被害者等の負担軽減	犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支給し、被害者等の費用負担を軽減しています。 ・ご家族を亡くされた方～検案書料・遺体搬送費・遺体修復費 ・傷害等を負われた場合～初診料・診断書料 窓口：事件を担当する警察署又は警察本部
福祉制度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：住所地の自治体、福祉事務所
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：都道府県又は市町村の公営住宅管理担当

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
独立行政法人 自動車事故対策 機構(東京本部) TEL03-5608-7560 大分支所 TEL097-534-9341 交通事故被害者 ホットライン 0570-000738 ※9:00～15:00 土・日・祝日、 年末年始除く	中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ①自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ②自動車事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③自動車事故による遷延性意識障害者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営 ④交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付 ⑤介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付 ホームページ http://www.nasva.go.jp
(財)交通遺児等 育成基金 TEL03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	交通事故で父(母)親を亡くした満13歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児等育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回(3, 6, 9, 12月)一定額が支給されます。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。 ホームページ http://www.kotsuiji.or.jp
(財)自動車事故 被害援護財団 TEL03-3237-0158	交通事故により配偶者を亡くした方や重度の後遺障害(自賠責1～3級)が残った方などで、中学生以下の子弟を扶養している被害者等を対象に一定の条件の下に、給付として「越年資金」「小中学校入学支度金」「就職支度金」「緊急時見舞金」を支給するとともに、無利子で20万円までを貸し付ける「緊急一時貸付」を行っています。 ホームページ http://www.jikohigai.org
(財)道路厚生会 TEL03-6674-1761 平日 9:30～12:00 13:00～17:00	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生等に対し、修学資金援助を行っています。 ホームページ http://www.douro-kouseikai.org

日本司法支援センター(法テラス) TEL03-6745-5600 犯罪被害者支援ダイヤル TEL0570-079714 なくことないよ 平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。 また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。 ホームページ http://www.houterasu.or.jp
---	---

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障 害 者 控 除	障害者の方に、27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方1人につき27万円が控除されるもの。
寡 婦 (寡 夫) 控 除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名 称	内 容
検察庁 被害者ホットライン 平日 8:30～17:15	被害相談や事件に対する問い合わせができます。 ◇ 大分地方検察庁 電話：097-534-9728 ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/ ◇ 全国の地方検察庁の窓口(検察庁ホームページ) http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline
保護観察所 被害者相談 平日 8:30～17:00	被害者等の方からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。 ◇大分保護観察所 所在地 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階 電話 097-532-2053 ◇全国の保護観察所の所在地等 (犯罪被害者等施策ホームページ) http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html
法務省 人権擁護機関 平日 8:30～17:15	人権擁護委員会が被害者等の人権相談に応じ、人権侵害の疑い事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。 ◇常設人権相談所 大分地方法務局人権擁護課 電話：097-532-3368 ◇全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口 ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ◇インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール) ・パソコン http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html ・携帯電話 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html

<p>県及び市などの 交通事故相談所 平日 8:30～17:15</p>	<p>◇大分県の相談窓口 大分県庁別館5階の生活環境企画課です。 電話：097-506-2166 ホームページhttp://www.pref.oita.lg.jp/</p> <p>◇大分市の相談窓口 大分市役所本庁舎2階の生活安全推進室です。 電話：097-537-5726 ホームページhttp://www.city.oita.jp/</p>
<p>犯罪被害者等 早期援助団体等</p>	<p>都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体や「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が、警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等による被害者等の援助などの活動を行っています。</p> <p>連絡先 大分市東春日町1-1 NSビル1階 公益社団法人 大分被害者支援センター 電話：097-532-7711 ホームページhttp://www.ovsc.jp</p>
<p>(財)交通事故紛 争処理センター</p>	<p>交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。</p> <p>窓口：本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各市にあります。</p> <p>交通事故紛争処理センター福岡支部 電話：092-721-0881 ホームページhttp://www.jcstad.or.jp/</p>
<p>(財)日弁連交通 事故相談センタ ー</p>	<p>自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談の斡旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。</p> <p>窓口：本部は東京に、相談所は全国152ヶ所に開設 大分県支部 電話：097-536-1458 ホームページhttp://www.n-tacc.or.jp</p>

損害保険会社の
交通事故相談所

各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

カウンセリング

被害者の方の中には、交通事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、電話や面接によるカウンセリングを行う次のような機関がありますので参考にしてください。

警察にお問い合わせいただいても、関係機関を紹介いたします。

公益社団法人 大分被害者支援センター

犯罪被害で悩んでいる方のために、臨床心理士、社会福祉士、弁護士などの専門家の支援はもちろんのこと、ボランティアによる面接・電話相談をはじめ、訴訟問題、病院や法廷への付き添い、各種手続申請の支援を行います。

相談は匿名でも受け付けますし、秘密は守ります。

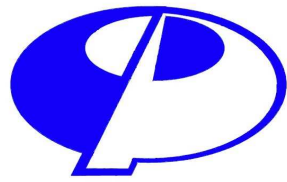
- 相談電話 097-532-7711
- 相談日 月曜日～金曜日 9:00～20:00
- 事務所 大分市東春日町1-1 NSビル1階
電話・FAX 097-532-7776
Eメール info@ovsc.jp
ホームページ <http://www.ovsc.jp>

令和2年2月発行

大分県警察本部交通部交通指導課

大分市大手町3丁目1番1号

097-536-2131 (内線5122, 5123)



大分県警察